

## 高岡市燃料価格高騰対策運送事業者等支援金交付要綱

令和4年12月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、原油価格の上昇の影響を強く受けている貨物自動車運送事業者の事業の継続を支援し、市内の物流機能の維持を図るため、当該事業者に対して、予算の範囲内において、高岡市燃料価格高騰対策運送事業者等支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及びこれに準ずる者として市長が認めるものをいう。
- (2) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業及び同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。
- (3) 運送事業者 市内で貨物自動車運送事業を営む中小企業等をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に本社、支社、営業所、住所等を有する運送事業者で、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 令和4年12月1日時点において、貨物自動車運送事業に必要な許認可等を有し、交付申請日時点においても市内で当該貨物自動車運送事業を継続しており、かつ、支援金の受領後も事業を継続する意思がある者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 次条に規定する交付対象車両を有していること。
- (4) 高岡市暴力団排除条例（平成24年高岡市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは第3号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(交付対象車両)

第4条 支援金の交付対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、交付対象者が貨物自動車運送事業の用に供するために所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両（ただし、被けん引自動車は除く。）であって、次の各号の全てを満たすものとする（ただし、交付対象車両について、他の地方自治体から燃料価格高騰等を理由に給付金を受けている場合又は受ける予定の場合は除く。）。

- (1) 自動車検査証において使用の本拠の位置が高岡市内である登録車両
- (2) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による種類のうち、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（小型自動車及び軽自動車のうち 2 輪車（オートバイ）は除く。）  
（支援金の額等）

第 5 条 支援金の額は、普通自動車及び小型自動車 1 台につき 3 万円、軽自動車 1 台につき 2 万円とする。ただし、1 運送事業者当たりの支援金の上限は、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については 100 万円、貨物軽自動車運送事業者については 50 万円とする。

- 2 支援金の交付は、1 運送事業者につき 1 回に限るものとする。
- 3 第 1 項に規定する事業区分のうち、複数の区分の事業を営む者については、いずれか高い方の上限額を適用するものとする。

（交付申請）

第 6 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高岡市燃料価格高騰対策運送事業者等支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業を営む運送事業者については、国土交通大臣の許可書その他これらに準ずるものとして市長が認める書類のいずれかの写し
- (2) 貨物軽自動車運送事業を営む運送事業者については、貨物軽自動車運送事業経営届出書その他これらに準ずるものとして市長が認める書類のいずれかの写し
- (3) 交付対象車両一覧表（様式第 2 号）
- (4) 交付対象車両全ての自動車検査証の写し
- (5) 支援金振込口座が確認できるもの
- (6) 市税完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、高岡市燃料価格高騰対策運送事業者等支援金交付決定通知書（様式第 3 号）により交付すべき支援金の額を通知し、支援金を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により支援金を交付しないことを決定したときは、高岡市燃料価格高騰対策運送事業者等支援金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。
- 4 支援金は、口座振込により交付する。  
（支援金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、規則第17条に基づき、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の整備等)

第10条 交付対象者は、支援金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(報告、検査及び指示)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し質問をし、報告を求め、若しくは交付対象事業の施行上必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

(補助金の流用の禁止)

第12条 交付対象者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に支援金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。